

横浜市グリーン電力調達実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、横浜市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力需給契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力需給契約)

第2条 本要綱において、「環境に配慮した電力需給契約」とは、横浜市が行う電力需給契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境配慮評価項目」を基準として評価したうえで、電力の調達契約を実施することをいう。

(対象組織等)

第3条 この要綱は、本市の全ての区局等が電力を調達する際に適用する。

(環境配慮評価項目)

第4条 本要綱における環境配慮評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）
- (2) 再生可能エネルギーの導入状況等
- (3) 再生可能エネルギー100%の電力メニューの設定状況

(検討委員会の設置)

第5条 環境配慮評価項目等について検討を行い、小売電気事業者の評価点を判定し、環境に配慮した電力需給契約を適正に行うため、横浜市グリーン電力調達検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会に関して必要な事項は別に定める。

(評価)

第6条 横浜市が行う電力需給契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境配慮評価項目を、別紙「環境配慮評価基準」により算定し、その評価点等を「環境配慮評価項目等報告書」（様式1）に記載し、原則として年度ごとに定める期間内に、横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課（以下、「環境エネルギー課」という。）に提出するものとする。

2 検討委員会は小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認するとともに、別紙に示す基準等により、評価点を判定する。

- 3 前項の規定により判定された評価点の合計が 50 点以上の小売電気事業者が、契約資格を有するものとする。
- 4 区局等は、50 点を下回らない範囲で、評価点に係る契約資格を別に定めることができるものとし、その場合にあつては、当該定めに従うものとする。
- 5 特段の事情により、区局等が第 3 項の規定によらない契約資格を定める場合にあつては、検討委員会の議決によりこれを定めることができるものとし、その場合にあつては、当該定めに従うものとする。

(判定結果の通知及び公表)

- 第 7 条 環境エネルギー課は、前条第 2 項の規定による判定結果について、小売電気事業者に通知するとともに、区局等に通知するものとする。
- 2 環境エネルギー課は、区局等が環境に配慮した電力を調達できるよう、前条第 2 項の規定による判定を受けた小売電気事業者及びその評価点等を、インターネット等で公表するものとする。
 - 3 区局等は、第 1 項の通知又はインターネット等により、小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。
 - 4 区局等は、電力調達の結果を環境エネルギー課に報告するものとする。

(事業者の努力)

- 第 8 条 横浜市と契約を行った小売電気事業者は、契約期間中においても、第 6 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定による契約資格の水準を維持しながら電力を供給するよう努めるものとする。
- 2 前項の小売電気事業者は、横浜市から環境配慮の状況について説明や関係書類の提出を求められた場合は、可能な限り応じるものとする。

(要綱の改定)

- 第 9 条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況や社会情勢等を踏まえつつ、本要綱はおおむね一年に一度、横浜市財政局と協議を行い、改定することとする。

(判定結果の有効期間)

- 第 10 条 判定結果は、前条の規定する要綱の改定まで有効とする。

(事務処理)

- 第 11 条 この要綱に係る事務処理等は、環境エネルギー課において行う。

附 則

- この要綱は平成 18 年 11 月 22 日から施行する。
この要綱は平成 19 年 11 月 7 日から施行する。
この要綱は平成 20 年 11 月 26 日から施行する。
この要綱は平成 21 年 11 月 25 日から施行する。

この要綱は平成 22 年 11 月 16 日から施行する。

この要綱は平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 24 年 10 月 17 日から施行する。

この要綱は平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

この要綱は平成 27 年 11 月 25 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 10 月 14 日から施行する。

この要綱は令和 元年 9 月 30 日から施行する。

【別紙】

<環境配慮評価基準>

環境配慮評価項目	区分	配点等
(1) 平成 29 年度の 1 k W h あたりの全電源平均 二酸化炭素基礎排出係数 (注 1) (kg-CO ₂ /kWh)	0.30 未満	60
	0.30 以上 0.35 未満	55
	0.35 以上 0.40 未満	50
	0.40 以上 0.45 未満	45
	0.45 以上 0.50 未満	40
	0.50 以上 0.55 未満	35
	0.55 以上 0.60 未満	30
	0.60 以上	0
(2) 平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況等 (注 2)	45%以上	40
	30%以上 45%未満	30
	15%以上 30%未満	20
	5%以上 15%未満	15
	0%を超えて 5%未満	10
導入していない	0	
(3) 再生可能エネルギー100%の電力メニューの設定状況 (注 3)	設定している場合	+
合計 (1) + (2) + (3)		100+

(注 1)

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 29 年度の二酸化炭素排出係数 (基礎排出係数)。なお、基礎排出係数が公表されていない場合は、代替値を用いるものとする。

(注 2)

「再生可能エネルギーの導入状況」及び「未利用エネルギーの活用状況」それぞれの割合を合算して算出する。なお、算出方法は以下のとおりとする。

【再生可能エネルギーの導入状況の算定方式】

$$\text{平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)}}{\text{供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 再生可能エネルギーとは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 再生可能エネルギー電気の利用量は、次に掲げる利用量を合算して算出する。
ただし、他小売電気事業者への販売分は含まない。
 - ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
 - ② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を含める。）
3. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【未利用エネルギーの活用状況の算定方式】

$$\text{平成 29 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ① 工場等の廃熱又は排圧
 - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（FIT 法第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - ③ 高炉ガス又は副生ガス
3. 未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(注3)

再生可能エネルギー100%の電力メニューとは、次に掲げるいずれかの電力を供給するメニューをいう。様式1提出時に当該メニューを設定している場合は、評価点の合計に「+」(プラス)を表示する。(合計点が70であれば「70+」とし、扱いは70に準ずる。)

- ① 非化石証書等を組み合わせたFIT電力100%の電力
- ② 非FIT電力(再生可能エネルギー由来)100%の電力
- ③ 上記①及び②の混合で100%の電力

【様式1】

環境配慮評価項目等報告書

年 月 日

横浜市長

所在地
 商号又は名称
 代表者職・氏名
 担当部署及び担当者氏名
 問い合わせ先(担当部署)

印

横浜市グリーン電力調達実施要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。
 なお、報告内容は事実と相違ありません。

環境配慮評価項目	数値等	評価点(点)
(1) 平成29年度の1kWhあたりの全電源平均CO ₂ 基礎排出係数	(kg-CO ₂ /kWh)	
(2) 平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況等	(%)	
(3) 再生可能エネルギー100%の電力メニューの設定状況*	設定している 設定していない	
合計※ (1)+(2)+(3)		

※ (3)の項目で「設定している」を選択した場合、設定状況が分かる書類を添付してください。
 また、合計点の末尾に「+」(プラス)を記入してください。
 ((1)、(2)の合計点が70かつ(3)で「設定している」を選択した場合…「70+」)

【(2)の算定に係る内訳】(それぞれの枠内に、算定にあたって使用した数値を記入してください。)

・再生可能エネルギーの導入状況 (%) = $\frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)} \text{ [B]}}{\text{供給電力量(需要端)} \text{ [A]}} \times 100$

[A]	kWh	[B]	kWh
-----	-----	-----	-----

[B] は次の①、②を合算して算出します。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)
 ② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)
 (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量(*)を含む。)

①	kWh	②	kWh	*	kWh
---	-----	---	-----	---	-----

・未利用エネルギーの活用状況 (%) = $\frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \text{ [C]}}{\text{供給電力量(需要端)} \text{ [A]}} \times 100$

[A]	kWh	[C]	kWh
-----	-----	-----	-----